

訪問看護における トラブル

1. はじめに

今回は訪問看護の中で起きたトラブルの事例を紹介します。

2. 事案

Aさん（男性 63歳）は、多発性脳梗塞、糖尿病等の疾病による入院の後、平成21年から、訪問看護を行う会社と訪問看護契約を結び、週2回の看護師による訪問看護サービスを受けていました。訪問看護計画の内容は、全身状態観察、療養環境設定・整備、精神面支援、相談対応、自己注射管理・指導、服薬確認、入浴介助、爪切り等です。

Aさんは、平成25年1月、訪問看護師から爪切りのときに右足第一趾の先端部分を切られて負傷し、その後そこからばい菌が侵入して右下腿蜂窩織炎に罹患したとして、会社に対して約770万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。

3. 裁判所の判断

裁判所は、Aさんには糖尿病による末梢神経障害を原因とする足趾変形や足部変形による胼胝（タコ）があったこと、25年3月に大学病院皮膚科を受診したのに右足第一趾の症状については医師に訴えていないこと等に加えて、訪問

看護師の証言とAさんの証言とを比較して、Aさんの証言は信用性が低いこと等を理由に請求を棄却しました（東京地裁平成29年9月5日判決）。

4. まとめ

看護師がアクアチム軟膏等を塗布していますから傷はあったのでしょうか。その傷が看護師の看護行為によって生じたものか、それ以外の原因によるものかということが争点になりました。過失については損害賠償を求める側（患者側）が主張立証しなければなりません。Aさんの主張立証が通らなかったということになります。しかし、裁判で争うというのは大変な負担です。なぜこのようなトラブルになってしまったのか判決文からは窺えませんが、意思疎通が十分でなかったのでしょうか。看護をできる側ができることは丁寧な説明と記録の整備であろうと思います。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242